

薬生水発0329第1号
平成31年3月29日
一部改正
国水水発555号
令和7年4月1日

国土交通大臣認可水道事業者
都道府県水道行政主管部（局）長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について

令和6年4月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」という。）については、令和7年4月1日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第9条第1項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況に応じて、相談支援を中核に、就労支援や家計面の支援等、自立に向けた包括的な支援を提供するものである。そして、生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

このため、「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成24年5月9日付け健水発0509第1号。厚生労働省健康局水道課長通知）等を通じて、福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築を要請してきたところであるが、生活困窮者自立支援制度の運用に当たり、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について、下記のとおり通知するので、貴事業者におかれては、引き続き、上記の通知の内容に留意いただくとともに、法の趣旨や内容を理解いただき、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築に一層努めていただきたい。

また、各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

さらに、各都道府県、指定都市及び中核市の生活困窮者自立支援制度主管部局長宛には「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により別紙のとおり通知されているのでお知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等

水道事業者については、水道料金の収納や検針で地域を巡回する際や水道料金の滞納に関する相談等の業務の遂行により生活困窮者を把握した場合には、水道料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制を構築しているものと認識しているが、引き続き、生活困窮者に対して法に基づく支援が早期に実施されるよう、法の趣旨や内容を改めて理解いただき、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換等を行うことにより、連絡・連携体制の構築に一層努めていただきたい。例えば、生活困窮者自立支援制度の担当者から水道事業者に対して生活困窮者自立支援制度等に関する説明を行うことについて相談があった際には積極的に検討いただきたい。

また、法第 9 条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される支援会議を組織するよう努めることとされ、その構成員に課せられた守秘義務の下、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うことが可能となっている。

この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定することとなるが、支援を必要とする生活困窮者の早期発見につなげるため、水道事業者等に参画いただくことは重要だと考えられる。

このため、貴事業者におかれては、生活困窮者自立支援制度担当部局から支援会議への参画の依頼があった場合には、協力をお願いしたい。

2 生活困窮者に対する自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口にご相談をすることが困難な者も少なくない。

自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる

事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。

これらを踏まえ、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされており、福祉事務所設置自治体である水道事業者についても、これらの関係部局に該当する。

このため、福祉事務所設置自治体である水道事業者におかれては、当該規定に基づき、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

また、福祉事務所を設置していない町村においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、福祉事務所未設置町村である水道事業者におかれては、都道府県が設置する自立相談支援事業等の利用を促すようお願いしたい。

【連携の具体例】

- ・滞納相談窓口等に自立相談支援事業や家計改善支援事業のリーフレットを置いたり、生活に困窮していると認められる者にはリーフレットを渡し、相談窓口である自立相談支援機関の利用を促す。
- ・水道料金を滞納している者への郵送物に自立相談支援事業や家計改善支援事業の案内を同封する。

3 生活困窮者家計改善支援事業と水道事業者の連携

水道料金等を滞納している生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援制度担当部局が実施する生活困窮者家計改善支援事業（※1）による滞納整理に向けた支援を活用することで、水道料金の滞納の解消を目指すことが考えられることから、水道事業者におかれては、生活困窮者家計改善支援事業の趣旨と内容をご了知いただき、滞納に関する相談への対応等に当たっては、当該事業による支援状況等も踏まえながら対応いただきたい。

※1：生活困窮者家計改善支援事業とは、家計表（生活困窮者家計改善支援事業において作成した家計表をいう。以下同じ。）の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施するもの。

【連携の具体例】

- ・家計表を用いて水道料金の分納・延納相談を行う際、家計改善支援事業の支援員が滞納相談窓口へ同行したり、電話での相談の際に同席する。

- ・家計表やその分析に基づいて作成する家計再生プランを、水道事業者への相談の際にも提示する。水道事業者は、提示された家計表や家計再生プランを分納・延納等の検討の際に参考として活用する。